

○四街道市障害者日常生活用具給付等規則

平成2年3月5日

規則第6号

改正 平成3年2月28日規則第4号

平成4年3月31日規則第17号

平成5年5月28日規則第28号

(題名改称)

平成7年3月28日規則第6号

平成9年3月31日規則第6号

平成10年3月31日規則第23号

平成11年3月30日規則第14号

平成12年5月26日規則第46号

(題名改称)

平成13年3月27日規則第11号

平成14年3月25日規則第7号

平成14年5月21日規則第25号

平成15年3月31日規則第26号

平成15年8月19日規則第43号

平成15年11月14日規則第52号

平成16年5月19日規則第26号

平成16年9月21日規則第38号

平成17年8月17日規則第31号

平成17年12月13日規則第54号

平成19年9月29日規則第34号

平成19年12月6日規則第38号

平成25年3月28日規則第17号

平成26年3月31日規則第16号

(題名改称)

平成28年12月27日規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、日常生活用具の給付又は貸与（以下「給付等」という。）及びその日常生活用具の取付工事に要する費用を助成することにより、日常生活の便宜を図り、障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

（平5規則28・平12規則46・平19規則34・平26規則16・一部改正）

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 次のいずれかに該当する者であつて、別表の品目の欄に掲げる日常生活用具に応じ、それぞれ同表の対象者の欄に掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者（以下「身体障害者」という。）又は児童（以下「身体障害児」という。）
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所が知的障害児と判定した者（以下「知的障害児」という。）
 - ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が知的障害者と判定した者（以下「知的障害者」という。）
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は法第54条第3項の規定により精神科の通院に係る医療受給者証の交付を受けた者（以下「精神障害者」という。）
 - オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊な疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者（以下「難病患者」という。）
- (2) 日常生活用具 障害者の日常生活の便宜を図る用具をいう。
- (3) 納入業者 日常生活用具（以下「用具」という。）を取り扱う業者をいう。

（平12規則46・全改、平19規則34・平26規則16・一部改正）

(対象者)

第2条の2 用具の給付等及び用具の取付工事に要する費用の助成を受けることのできる者は、市内に居住する障害者及び市外に所在する法第5条第11項に規定する障害者支援施設又はこれに準ずる施設として市長が認める施設（次項において「障害者支援施設等」という。）に入所し、又は入居している障害者であつて、当該施設に入所し、又は入居する直前の居住地が本市にあつたものとする。

2 本市に所在する障害者支援施設等に入所し、又は入居している障害者であつて、当該施設に入所し、又は入居する直前の居住地が市外にあつたものについては、市長が特に必要と認める者を除き、用具の給付等をしない。

(平19規則34・追加、平25規則17・平26規則16・一部改正)

(用具の品目等)

第3条 給付等の対象となる用具は、別表の「品目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

2 修理不能により用具の使用が困難になつたとき、又は別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過し、かつ、再度同一の給付を行つた方が部品の交換による修理を行うより合理的若しくは効果的であると認められるとき、若しくは操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が用具の使用効果が向上すると認められるときは、再度同一の「品目」欄に掲げる用具を給付することができる。

3 用具の貸与の対象者は、第1項に掲げる対象者であつて、その属する世帯が市町村民税非課税世帯であるものとする。

(平3規則4・平5規則28・平12規則46・平14規則25・平16規則26・平19規則34・一部改正)

(給付等の申請)

第4条 用具の給付等を受けようとする者又はその者を扶養している者は、日常生活用具給付等申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(平12規則46・一部改正)

(調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査等を行い、調査書（様式第2号）を作成するものとする。

(給付等の決定)

第6条 市長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)又は日常生活用具貸与決定通知書(様式第4号)により、給付等を却下したときは、日常生活用具給付等却下通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券(様式第6号。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(平12規則46・一部改正)

(用具の給付)

第7条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

第8条 用具の貸与の決定を受けた者は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第9条 障害者及びその扶養義務者(以下「障害者等」という。)が用具の給付を受けたときは、当該用具の給付に要する費用の額(用具の給付に要する費用の額が別表の「基準額」の欄に掲げる額(以下「基準額」という。)を超えるときは、当該基準額)の100分の10に相当する額(以下「自己負担額」という。)を業者に直接支払わなければならない。ただし、同一の月に支払う自己負担額の合計額が、負担上限月額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。)を超えるときは、当該負担上限月額を負担するものとする。

2 用具の給付を受けた障害者等は、用具の給付に要する費用の額が基準額を超えるときは、前項の自己負担額に加え、その差額を業者に直接支払わなければならない。

3 用具の貸与は、無償とする。

(平3規則4・平12規則46・平17規則54・平19規則34・平25規則17・平26規則16・一部改正)

(業者への支払い)

第10条 市長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があつたとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により障害者等が業者に支払つた額を控除した額を支払うものとする。

(平12規則46・平19規則34・平26規則16・一部改正)

(取付工事費の助成)

第11条 市長は、用具の給付等を行つた場合において、当該用具に関し取付工事を要するものについて、1件につき6万円を限度として取付工事に要した費用の助成を行うものとする。

- 2 前項に規定する取付工事費の助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、日常生活用具取付工事費助成申請書（様式第7号）に取付工事費の領収書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、取付工事費の助成を決定したときは、日常生活用具取付工事費助成決定通知書（様式第8号）により、助成を却下したときは、日常生活用具取付工事費助成却下通知書（様式第9号）により、それぞれ助成申請者に通知するものとする。
- 4 第1項に規定する取付工事費の助成を受けることができる者は、その属する世帯が市町村民税非課税世帯である者とする。

(平12規則46・平19規則34・一部改正)

(貸与の取消)

第12条 市長は、用具の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 障害者でなくなつたとき。
- (4) 用具の貸与を必要としなくなつたとき。

(平12規則46・平26規則16・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第13条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第14条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等若しくは用具に係る取付工事費の助成を受けた者がいるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(備付書類)

第15条 市長は、次に掲げる書類を作成し、その記載事項について常に整備しておくものとする。

(1) 日常生活用具給付記録台帳 (様式第10号)

(2) 日常生活用具貸与状況台帳 (様式第11号)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平5規則28・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(四街道市重度身体障害者、独居老人及びねたきり老人に対する日常生活用具の給付等に関する規則の廃止)

2 四街道市重度身体障害者、独居老人及びねたきり老人に対する日常生活用具の給付等に関する規則(昭和56年規則第22号)は、廃止する。

附 則(平成3年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 6 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 23 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年規則第 46 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年規則第 11 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 7 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四街道市心身障害児・者日常生活用具給付等規則の規定（様式第 1 号の規定を除く。）は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 38 号）

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 31 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第17号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の2第1項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から、第9条第1項の改正規定（「第17条第1項各号」を「第17条各号」に改める部分に限る。）及び別表に人工喉頭（埋込型用人工鼻）の目を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（別表に人工喉頭（埋込型用人工鼻）の目を加える改正規定に限る。）による改正後の四街道市心身障害児・者日常生活用具給付等規則の規定は、平成25年1月1日から適用する。

附 則（平成26年規則第16号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 この規則の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第3条、第9条、第10条）

（平26規則16・全改）

種目	品目	基準額	対象者	用具の基本性能	耐用年数
----	----	-----	-----	---------	------

介護・訓練支援用具	特殊寝台	(円) 154,000	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者又は寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	19,600	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級の身体障害者（常時介護を要するものに限る。）、下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害児、知的の障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害者（児）又は寝たきりの状態にある難病患者（原則として3歳以上）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	褥瘡防止用マット	75,000	下肢機能又は体幹機能障害を有し、自ら体位変換を行うことが困難な身体障害者（児）	空気により体圧分散効果を実現するもの（動力装置を付するもの）	5年
	特殊尿器	67,000	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級の身体障害者（児）又は自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用できるもの	5年
	入浴担架	82,400	下肢機能又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）（入浴時）	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができるもの	5年

			浴に介助を要する者に限る。原則として3歳以上)		
体位変換器	15,000	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)又は難病患者(下着交換等に当たつて介助を要するものに限る。原則として学齢児以上)	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年	
移動用リフト	159,000	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)又は下肢機能若しくは体幹機能に障害のある難病患者(原則として3歳以上)	介助者が対象者を移動させるに当たつて、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	
訓練いす	33,100	下肢機能又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害児(原則として3歳以上)	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年	
訓練用ベッド	159,200	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害児(原則として学齢児以上)又は下肢機能若しくは体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	
自立生活支援	入浴補助用具	90,000	下肢機能若しくは体幹機能に障害のある身体障害者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補	8年

用具		者（児）又は難病患者であつて入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上）	助でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
便器	4,450 9,850 (手すり付)	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）又は常時介護を要する難病患者（原則として学齢児以上）	対象者が容易に使用できるもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
頭部保護帽	12,160	平衡機能、下肢機能若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者（児）又は精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
T字状・棒状のつえ	2,000 (木材) 3,000 (軽金属) (夜光材付は410円増し、全面夜光材付は1,200円増し)	平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）	十分な強度を有するもの	3年
移動・移乗支援	60,000	平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障害を有し、	おおむね次のような性能を有する手すり、スロー	8年

用具		家庭内の移動等において介助を要する身体障害者（児）又は下肢が不自由な難病患者（原則として3歳以上）	プ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	
特殊便器	151,200	上肢機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）、知的障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な知的障害者（児）又は上肢機能に障害のある難病患者（原則として学齢児以上）	足踏ペダルにより温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
火災警報器	15,500 (ただし、1世帯につき2台を限度とする。)	障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）、知的障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害者（児）又は精神障害者であつて火災発生の感知及び避難が著しく困	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年

		難なもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）		
自動消火器	28,700	障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）、知的障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害者（児）、精神障害者又は難病患者であつて火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	8年
電磁調理器	41,000	視覚機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害者であつて視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに知的障害の程度が重度又は最重度の知的障害者（18歳以上）	対象者が容易に使用できるもの	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）（原則として学齢児以上）	対象者が容易に使用できるもの	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚機能の障害の程度が2級の身体障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年

			上必要と認められる世帯に限る。)	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	じん臓機能の障害の程度が1級から3級までで自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害者又はじん臓機能の障害の程度が1級から3級までの身体障害児(原則として3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの 5年
	ネブライザー(吸入器)	36,000	呼吸機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者(児)又は難病患者であつて必要と認められるもの	対象者が容易に使用できるもの 5年
	電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者(児)又は難病患者であつて必要と認められるもの	対象者が容易に使用できるもの 5年
	動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメ)	157,500	呼吸器機能に障害のある難病患者であつて必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの 5年

	ーター)				
	酸素ボンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者のもの	対象者が容易に使用できるもの	10年
	盲人用体温計（音声式）	9,000	視覚機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。原則として学齢児以上）	対象者が容易に使用できるもの	5年
	盲人用体重計	18,000	視覚機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害者（視聴障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	対象者のみが容易に使用できるもの	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声機能若しくは言語機能の障害又は肢体不自由の身体障害者（児）であつて発声・発語に著しい障害を有するもの（原則として学齢児以上）	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	5年
情報・通信支援用具		100,000以内	上肢機能又は視覚機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）	視覚障害者：画面拡大・音声化ソフト、視覚障害者用ワープロソフト 上肢機能障害者：インテリキー、ジョイスティック等	6年
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）であつて必要と認められ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年

		るもの		
点字器	10,400 (標準型)	視覚障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）	32マス18行の両面書（点筆を含む。）	7年
	7,200 (携帯用)			5年
点字タイプライター	63,100	視覚機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）（学業又は就労に必要と認められる者に限る。）	対象者が容易に使用できるもの	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	85,000 (録音再生機)	視覚障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）（原則として学齢児以上）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、対象者が容易に使用できるもの。又は、音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、対象者が容易に使用できるもの	6年
	35,000 (再生専用機)			
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	視覚機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）（原則として学齢児以上）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する	6年

			もので、対象者が容易に使用できるもの	
視覚障害者用拡大読書器	198,000	視覚障害者（児）であつて本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年
盲人用時計	10,300 13,300 （音声時計）	視覚障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）（学齢児以上）（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	対象者が容易に使用できるもの	10年
聴覚障害者用通信装置	71,000	聴覚障害又は音声・言語に著しい障害を有する身体障害者（児）であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚障害者（児）であつて本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）	6年

			向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの	
人工喉頭	5,000 (笛式)	喉頭を摘出した者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年
	8,100 (笛式・気管カニューレ付)			
	70,100 (電動式・電池又は充電器を含む。)		顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
人工喉頭（埋込型人工鼻）	10,500 (人工鼻HMEカセット) 12,600 (アドヒーズフレキシードラム楯円形)	気管食道シャント法により喉頭を摘出した者	喉に開けた穴から気管と食道の壁に弁を埋め込み、肺の空気が口方向に流れるようにして発声するもの。	—
福祉電話（貸与）	83,300 (障害者用電話)	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として障害の程度が1級又は2級）であつてコミュニケーション緊急連絡等の手段と	対象者が容易に使用できるもの	—

			して必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者（いずれも当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯）		
	ファックス (貸与)	7,700	聴覚機能、音声機能又は言語機能の障害の程度が1級から3級までの身体障害者であつてコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な者であつて当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯）	対象者が容易に使用できるもの	—
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	29,000	視覚機能の障害が1級又は2級の身体障害者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯）	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用できるもの	6年
排泄管理支援用具	ストマ装具蓄便袋	8,860 (皮膚保護剤付)	直腸機能障害を有する障害者（児）であつてストマを造設したもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であり、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—
	ストマ装具蓄	11,640 (尿処理)	ぼうこう機能障害を有する障害者（児）であつて	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿	—

	尿袋	用のキャップ付)	ストマを造設したもの	処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製			
	収尿器	7,700	トイレでの排泄が困難な障害者（児）	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの。ラテックス製又はゴム製	1年		
		(男子・普通型)				5,700	(男子・簡易型)
		8,500				(女子・普通型)	普通型は耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。簡易型はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの
		5,900				(女子・簡易型)	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000	下肢機能、体幹機能若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の程度が1級から3級まで、上肢機能の障害の程度が1級又は2級（特殊便器への取替えに限る。）の身体障害者（児）又は下肢機能、体幹機能に障害のある難病患者（原則として学齢児以上）	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—		

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合については、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 障害者支援施設、特別養護老人ホーム等に入所等をしている者に対して、当該施設から日常生活用具が提供される限りにおいては、当該日常生活用具の給付等をしてない。

様式第1号（第4条）

年 月 日

四街道市長 様

申請者 住 所
氏 名
(対象者との続柄)

日常生活用具給付・貸与申請書

下記のとおり日常生活用具の給付（貸与）を受けたいので、四街道市障害者日常生活用具給付等規則第4条の規定により申請します。

記

対 象 者	氏 名		電 話 番 号		
	住 所		個 人 番 号	
	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	性 別	男 ・ 女	
	手 帳 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日	
	障 害 名		障 害 等 級	種 級	
	難 病 疾 病 名				
世 帯 の 状 況	氏 名	対象者との続柄	生 年 月 日	職 業	個 人 番 号
				
				
				
				
給付（貸与）を希望する理由					
給付（貸与）を受けたい器具の名所					
給付（貸与）上特に希望する事項			取付工事助成の希望	有 ・ 無	
所得の状況	<input type="checkbox"/> 市町村民税の課税状況を明らかにする書類を提出します。 <input type="checkbox"/> 日常生活用具の給付（貸与）の要否を決定するため、私及び私の世帯に係る市町村民税の課税状況に関する情報について、四街道市が調査することに同意します。 _____ ④ _____ ④ _____ ④ _____ ④ _____ ④ _____ ④				
備 考					

様式第2号(第5条)

調 査 書

申請者氏名				対象者との続柄			
対象者	氏名			男・女	生年月日	年 月 日 (満 歳)	
	住所						
	手帳番号	第	号	障害名		障害等級	種 級
	難病疾病名						
世帯状況	氏名	対象者の続柄	生年月日	課税状況		非課税世帯の障害者の収入又は所得	
				年度市町村民税			
				均等割	所得割		
				有・無	円		円
				有・無	円		円
				有・無	円		円
				有・無	円		円
負担区分及び負担上限月額	1 生活保護 円	2 低所得1 円	3 低所得2 円	4 一 般 円			
徴収金額	徴収金階層 ()		$\left[\text{円} \times \frac{1}{2} \times \right]$		=	円	
給付(貸与)の必要の有無	1 有 2 無	住居の状況	1 自家	2 借家 (貸主の承諾) 有・無			
介護の状況及び決定理由							
給付(貸与)する用具(含型式・規模等)				予定価格	円		
給付(貸与)を受ける者等が支払うべき額	円			公費負担 予 定 額	円		
その他特記事項							
年 月 日				調査員氏名		㊟	

様式第3号(第6条第1項)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長 印

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた日常生活用具の給付について、四街道市障害者日常生活用具給付等規則第6条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日		
対象者	氏名	生年月日	年 月 日		
	住所				
給付する用具 (含型式、規模等)	納入業者名				
	納入業者の住所 (電話)				
価格	円	給付を受ける者等 が支払うべき額	円	公費負担額	円
注意事項	1 用具は、対象者又は対象者の属する世帯の生計中心者が別に定める基準に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、用具を受け取るときに必ず支払ってください。 2 給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、禁じられています。 3 2に違反した場合には、給付に要した費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。				

様式第4号(第6条第1項)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長 印

日常生活用具貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた日常生活用具の貸与について、四街道市障害者日常生活用具給付等規則第6条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸与番号	第 号	貸与決定年月日	年 月 日
対象者	氏名	生年月日	年 月 日
	住所		
貸与する用具 (含型式、規模等)			
注意事項	1 貸与された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したりすることは禁じられています。 2 用具の全部又は一部をき損し、又は滅失した場合は、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従ってください。 3 用具を必要としなくなつたときは、速やかに市長に報告してください。		

様式第5号(第6条第1項)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長 

日常生活用具給付等却下通知書

年 月 日付けで申請のあつた日常生活用具の給付等について、下記の理由により却下することとしたので、四街道市障害者日常生活用具給付等規則第6条第1項の規定により通知します。

記

(却下理由)

様式第6号(第6条第2項)

日常生活用具給付券				
① 給付番号	第 号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日	
③ 対象者氏名		④ 生年月日	年 月 日	
⑤ 住 所				
⑥ 扶養する者 の 氏 名		⑦ 対象者との 続 柄		
⑧ 給付する用具 (含型式、規模等)	⑨ 価 格	⑩ 給付を受ける者等 が支払うべき額	⑪ 公費負担額	
	円	円	円	
⑫ 納入業者名		⑬ 納入業者の 住 所	(電話)	
⑭ この券の 有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費支 払請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日				
				四街道市長 印
⑮ 業者の納付した 年 月 日	⑯ 給付を受けた者等 から受領した額	⑰ 受領業者名及び年月日		
年 月 日	円	年 月 日 印		
⑱ 用具受領者 氏 名	印	⑲ 検 収 者	職名	氏名 印
その他特記事項				

(注) 本表は①～⑭・⑲を
領者が記入する

が、⑮～⑰を納入業者が、⑱を用具受

様式第7号(第11条第2項)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟

日常生活用具取付工事費助成申請書

下記のとおり日常生活用具取付工事費の助成を受けたいので、四街道市障害者日常生活用具給付等規則第11条第2項の規定により申請します。

記

給付(貸与)を受けた用具の名称			
助成を希望する理由			
取付工事費	円	助成希望額	円
現在の住宅の状況	1 自宅 2 借家(取付工事に関する貸主の承諾の有無)有・無		
添付書類	取付工事額の領収書		
備考			

様式第8号(第11条第3項)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長 

日常生活用具取付工事費助成決定通知書

年 月 日付で申請のあつた日常生活用具取付工事費助成について、下記のとおり決定したので、四街道市障害者日常生活用具給付等規則第11条第3項の規定により通知します。

記

取付工事の名称	
助成決定額	円
備考	

様式第9号(第11条第3項)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長 

日常生活用具取付工事費助成却下通知書

年 月 日付けで申請のあつた日常生活用具取付工事費助成について、下記の理由により却下することとしたので、四街道市障害者日常生活用具給付等規則第11条第3項の規定により通知します。

記

(却下理由)

様式第11号(第15条)

日常生活用具貸与状況台帳

用 具 名				
貸与者氏名	住 所	貸与年月日	返還年月日	備 考

様式第1号 (第4条)

(平28規則36・全改)

様式第2号 (第5条)

(平3規則4・全改、平5規則28・平12規則46・平19規則34・平26規則16・一部改正)

様式第3号 (第6条第1項)

(平5規則28・平12規則46・平13規則11・平26規則16・一部改正)

様式第4号 (第6条第1項)

(平5規則28・平12規則46・平13規則11・平26規則16・一部改正)

様式第5号 (第6条第1項)

(平5規則28・全改、平12規則46・平26規則16・一部改正)

様式第6号 (第6条第2項)

(平12規則46・一部改正)

様式第7号 (第11条第2項)

(平5規則28・平12規則46・平26規則16・一部改正)

様式第8号 (第11条第3項)

(平5規則28・全改、平12規則46・平26規則16・一部改正)

様式第9号 (第11条第3項)

(平5規則28・全改、平12規則46・平26規則16・一部改正)

様式第10号 (第15条)

(平3規則4・全改、平19規則34・一部改正)

様式第11号 (第15条)